災害対応力の向上に向けた機関訓練実施支援業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

災害対応力の向上に向けた機関訓練実施支援業務委託事業候補者は、一般的な防災知識だけでなく自治体における防災に関する知識に加え、システムやデジタル機器に関する知識に精通しており、防災訓練業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、災害対応力の向上に向けた機関訓練実施支援 業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審 査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も 優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退 や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1)第一次審查(書類審查)

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は提案書を提出した全ての事業者に対し、令和7年7月18日(金)までに文書で通知します。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。新たな事業提案はできません。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です(説明10分、質疑20分程度)。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及び スクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。また、スク リーンに投影する資料は、8部印刷して第二次審査時にお持ちください。

第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者(責任者)のほか、業務担当者も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

ア 実施日時

令和7年7月30日(水)午前10時

イ 実施場所

港区役所

ウ結果通知

令和7年8月6日(水)までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1)第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
事業者業務実績	・過去5年間、自治体から訓練(類似の訓練等を含む)の実績があるか。 ・当区と同等の実績があるか。 ・類似業務の実績を有しているか。
専門技術力(経験年数、実績)	・責任者又は業務担当者が求める経験年数を満たしているか。
専任性(手持ち業務量)	・責任者又は業務担当者が他の業務(案件)を担当 せず、本件について専任となっているか。
業務担当者の配置計画及びスケ ジュール(実施体制の適格性)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制、 スケジュールになっているか。
港区内の地域特性や現状の把握	・都心南部直下地震の被害想定、港区で定める地域 防災計画(震災編)をふまえた特性となっている か。・地域ごとの課題がとらえられているか。
災害対策本部等の訓練実施体制 の提案	・既存及び導入予定のデジタル機器が有効活用されているか。・訓練内容との整合性はとれているか。・地区本部との連携など、現実的な体制の提案となっているか。・情報伝達が迅速かつ正確に行われる体制の提案となっているか。
訓練当日におけるタイムスケジ ュール及び訓練内容	 ・仕様書(案)に基づいた具体的な提案となっているか。 ・時間管理が明確に示されているか。 ・参加職員が主体的に取り組める訓練内容となっているか。 ・訓練成果が実感できるような工夫がされているか。 か。
訓練後の評価及び検証	・実現可能な提案内容か。・事業者ならではの工夫がみられるか。・参加職員へのフィードバック方法をふまえた提案 内容となっているか。・訓練後の本部運営への改善の段取りが明確である か。
見積価額	・事業規模の範囲内の金額であるか。 ・訓練の企画策定に十分な人員配置がされている か。 ・見積額が事業規模に比してどの程度の水準か。

地域貢献活動項目について	・該当の有無
--------------	--------

(2) 第二次審查

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・本業務の目的を理解した提案となっているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる 実現性が高いものとなっているか。・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持 ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できる か。・多数の業務を抱えながらも、本業務を着実に遂行 することができるか。
提案の発展性	・本業務の創造性、発展性がうかがえる提案がされ ているか。
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ 信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富 んだ誠実な遂行が期待できるか。

- ※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととします。
- ※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点(最低ライン)として設 定しています。
- ※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1)区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」としています。なお、プロポーザル選考において、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を 優遇します。

共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

- ■共同の方法:複数事業者による共同事業体の結成
- ■共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、 また、区外事業者のみで参加申請する場合:区内事業者優遇措置(事務局採点項目の配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表

事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。 代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3)委任状(代理人が契約権限を有する場合のみ)

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者(「港区の競争入札参加資格登録」を 参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として 扱うことが可能。)
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号)に該当し、区の認定を受けている区内事業者

(登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者)

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成25年3月14日港総契第2801号)で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合(共同事業体の構成員である場合も含む)

(2) ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数 点以下は切上げとします。

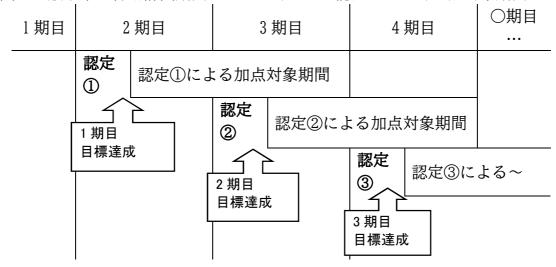
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都 (産業労働局) が認定する 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」 として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として認定(トライくるみん認定・ くるみん認定)を受けている場合で、かつ、 プロポーザル参加申請時において、くるみ	認定通知等の写し及びプロポーザル 参加申請現在の次世代育成法に基づ く一般事業主行動計画の期間(年数) を確認できる書類写し等

ん認定日における行動計画又はその次期行	
動計画の期間内であること(下記図参照)	
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポー	
ト企業」として特例認定(プラチナくるみ	認定通知等の写し
ん認定)を受けている場合	

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選 考第一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第 43	
条に規定する法定雇用障害者数以上の障害	障害者雇用状況報告書の写し
者雇用がある場合	

(4)環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考第一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。) 又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締

結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目と しています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和7年6月5日(木)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和7年7月8日(火)午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出 期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審 査を行い、事業候補者を決定します。
- (4)審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案 書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3)第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和7年9月1日(月)以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。